

# 緑小PTA 会則

## 1. 名 称

この会は、緑小PTAと言います。

所在地は、東京都板橋区中台3-27-1とします。

## 2. 会 員

この会は、本校児童の保護者と在職の教職員で構成します。

## 3. 目 的

この会は、保護者と教職員が協力して相互の理解と親睦を深め、子どもたちの幸福と健全な成長を図ることを目的とします。

## 4. 活動方針

- ①この会は、学級学年の活動を基礎とし、民主的な運営を図ります。
- ②保護者と教職員は、互いに立場を尊重し協力して活動します。
- ③児童の生活並びに環境の向上を図ります。
- ④教育上の諸問題については、保護者と教職員の話し合いにより解決するよう努力します。
- ⑤この会は、直接学校の管理運営、人事に干渉するものではありません。
- ⑥特定の政党、宗派、営利団体と関与しません。

## 5. 役員

この会に次のとおり役員をおくこととします。

会長（保護者1名）、副会長（保護者3名以上、教職員1名）

庶務（保護者3名以上、教職員1名）

会計（保護者2名、教職員1名）

会長及び副会長は、前年度末に全会員による立候補及び推薦を受けて、運営委員会が選出をすすめます。その選出方法は細則で定めます。また、前年度末に承認された会長は、全会員の中から役員を3名まで推薦することができます。

推薦された役員は、運営委員会に報告され、総会の承認を得て就任します。他の役員は、各学年から選ばれた運営委員の互選で決め、運営委員会に報告し、総会の承認を得て就任します。

任期は1年とし、同一役職の再任は妨げないとしします。

## 6. 組織と運営

### ① 総会

全会員で構成し、この会の最高議決機関です。

予算・決算・活動計画の報告と承認、選出された役員の承認、重要事項の審議と決議等を行います。

定足数は全会員の2分の1以上（委任状を含む）とし、議決には、出席者の過半数の賛成を得ることとします。

但し、会則の改正については、全会員の3分の2以上の賛成を必要とします。

総会の開催形式は対面に限らず、紙面又は Web 等での実施も可能とします。

## ②委員会等とその役割

各委員会の活動は、会員の意見を反映させ、自主性をもって企画運営していきます。

### (1) 運営委員会

総会に次ぐ決定機関です。総会へかける議案の取りまとめをします。

総会の決議にもとづき、会の運営をすみやかにします。

各委員会の活動内容を報告し、各委員会から出された問題を協議し、決定します。

各学年より運営委員を選出します。選出人数は学級数になります。

(但し、会長・副会長及び会長により推薦された役員が出た学級からはもう一人選出)

議長は副会長とします。

- 構成員 ・各学年より選ばれた運営委員
- ・学年委員会より委員長(保護者1名)、副委員長(保護者1名、教職員1名)
- ・校外委員会より委員長(保護者1名)、副委員長(保護者1名、教職員1名)
- ・広報委員会より委員長(保護者1名)、副委員長(保護者1名、教職員1名)
- ・役員の教職員(副会長・庶務・会計各1名)と会計監査の教職員1名)

### (2) 学年委員会

学年委員会は、教職員と相談して、学年活動を計画し運営します。

委員会は、その活動の連絡、調整にあたります。

各学年より学年委員を選出します。選出人数は学級数になります。

学年委員の中から、正副委員長各1名を選出します。

### (3) 校外委員会

子どもたちの校外での安全生活指導と、学校との連絡窓口となります。

各学年より校外委員を1名選出します。

校外委員の中から、正副委員長各1名を選出します。

### (4) 広報委員会

組織の活動状況の報告や、子どもたちの学校生活の様子等を知らせ、又、会員の意見の交流を図ります。

各学年より広報委員を選出します。選出人数は学級数になります。

広報委員の中から、正副委員長各1名を選出します。

### (5) 役員会

運営委員会の議事進行を効率的に行うための補佐をします。

決定権はありません。

対外との連絡や行事への出席等の仕事をします。

- 構成員 会長(保護者1名)、副会長(保護者3名以上、教職員1名)
- 庶務(保護者3名以上、教職員1名)、会計(保護者2名、教職員1名)

## 7. 会計監査

会計に関することを点検し、会本来の目的を達成するために使われているかどうかを監査し、総会において

報告します。

会計監査は、役員を除いた各学年から選ばれた運営委員の中から2名、教職員から1名選出します。

任期は1年とします。

## 8. 学校長

役員会、運営委員会の構成員ではありませんが、出席し話し合いに参加することができます。

## 9. 顧問及び特別補佐

この会には、顧問及び当別補佐をおくことができます。

顧問は歴代の会長の中から、総会の承認を得て就任し、求めがあった場合には必要な助言を行うことができます。任期は1年とします。

特別補佐は、会員の中から運営委員会の承認を得て就任し、必要に応じてこの会において開催される会議に出席し、必要な助言を行うことができます。

任期は設けず、任務の終了をもってその任を離れることとします。

## 10. 会 費

会費は、家庭数で集金し、会計が適正に管理します。

金額については、必要最少限度とし、会費徴収時点での在籍者から徴収することとします。

## 11. 会則の改正

会則は、総会にかけ改正することができます。

## 12. 細則の設定

細則は、総会にかけ設定・改廃することができます。

# 付 則

## 1. 弔意規定

① 弔慰金は、会員（保護者、教職員）及び児童が死亡の場合、一律5000円とします。

② 告別式等への参列は、会長、副会長、学年委員とします。

（担任以外の教職員の場合は、会長、副会長とします。）

## 2. 欠員補充規定

① 会則に定められた各委員、正副委員長、役員等に欠員が生じた場合は、会則に定められた手続きに従って、すみやかに後任を選出し、運営委員会に報告するものとします。

② 役員の後任については、特別の場合を除き、運営委員会が総会に代わって承認することができます。

③ 後任者の任期は、前任者の任期残存期間とします。

## 細 則

### 会長及び副会長選出規定

1. 会長及び副会長は役員選考委員会で定められた方法により選出され、運営委員会に報告され、3月の年度末総会で承認されます。その選出方法で決まらない場合は、他の役員同様、運営委員の互選によるものとします。

### 2. 役員選考委員会

- (1) 選考委員会の構成は、次の通りとします。
  - ① 運営委員会、学年委員会、広報委員会、校外委員会の各委員会から互選された2名ずつ計8名とし、運営委員会にてこれを承認し、責任を委譲します。
  - ② 教職員役員（庶務・会計）2名
- (2) 選考委員会の任務は次の通りとします。

全会員による立候補及び推薦を同時に受け付けて、後に集計をし、次年度の会長及び副会長を選出します。

集計手順は、集計手順マニュアルに従うものとします。

集計の結果を運営委員会に報告します。
- (3) 選考委員会の任期は次の通りとします。

選考委員会は原則として9月中に発足し、その任務終了と同時に解散します。

### \*設立年月日

本会の設立年月日は昭和59年4月1日とします。

昭和60年5月9日、昭和61年4月1日、平成2年12月18日、  
平成3年5月28日、平成7年2月24日、平成12年3月3日、  
平成14年3月1日、平成17年3月1日、平成19年3月6日、  
平成20年3月6日、平成24年3月7日、平成24年5月29日、  
平成27年3月5日、令和元年6月7日、令和6年1月26日に一部改正されました。